

保育園のしおり

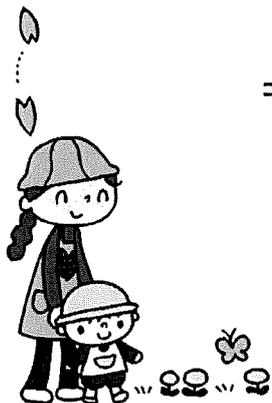
(重要事項説明書)

天沼保育園

〒167-0032 杉並区天沼 2-30-4

電話 03-3398-2207

FAX 03-3398-7005



1. 保育園の概要

当園は、令和5年4月1日に、杉並区立天沼保育園の業務委託運営を開始し、同年11月1日より民営化にともない、新しい園舎で運営をおこなっております。杉並区保育園での「実体験に基づいた保育」、当法人の「自主性を引き出す保育」を実践し、お子さまの自己肯定感を育ててまいります。

施設名 天沼保育園 所在地 〒167-0032 杉並区天沼2-30-4
電話 03-3398-2207 FAX 03-3398-7005

保育園の目的・理念・目標・方針

目的	心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児の教育・保育を行うほか、保育所保育指針に掲げる目標が達成されるよう教育を行うことを目的とします。
理念	◎かけがえのない命をはぐくむ保育園 ◎生きる力と心をはぐくむ保育園
目標	・健康なからだの子ども ・豊かな心の子ども
方針	・人とのかかわりの中で子どもが健やかに育ちあう ・子どもの主体性を大切にする ・保護者と信頼関係を築く ・地域の中で子育ての拠点となっていく

職員体制

園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、幼児を全体的に把握し、園務を掌る。
副園長	園長補佐・代行(必要に応じて配置)
主任	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育の内容について他の保育士を統括する。
副主任	主任保育士とともに地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育の内容について他の保育士の指導に当たる。(必要に応じて配置)
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
看護師	看護師は、嘱託医等と連携を図り、幼児の健康管理の業務を行う。
調理員	幼児の発達段階に応じ、給食等(離乳食を含む)献立を作成する。
嘱託医	医務に従事

勤務体制の確保

- ①適切な保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。
- ②施設の職員によって保育を提供する。
- ③職員の資質の向上のため、研修の機会を確保する。

文 書

- ①職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。
- ②子どもに対する保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

保育の提供に当たっての計画

保育に係る必要な事項の提供の記録

苦情の内容等の記録

事故の状況及び事故に際してとった処理についての記録



定 員

定員 97 名

年 齢	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
人 数	18 名	19 名	20 名	20 名	20 名
クラス数	1	1	1	1	1

入 園

詳しくは、杉並区子ども家庭部保育課認定・入園係（電話 03-3312-2111（代表））へお問い合わせください。

休園日

日曜日 祝日 年末年始（12/29～1/3）

開所時間

開園時間		7時30分から19時30分
保育提供時間	保育標準時間の方	7時30分から18時30分
	保育短時間の方	7時30分から18時30分のうち 8時間以内
延長保育時間	保育標準時間の方	18時30分から19時30分
	保育短時間の方	保育時間8時間を超えた時間

※延長保育については後述の天沼保育園延長保育規程をご参照ください。

保育料

1. 通常の保育料（保育費）は、居住地の自治体（市区町村）の決められた方法で納入願います。
2. 延長保育料は、ご利用形態や実績に応じて請求させていただきます。

※詳しくは天沼保育園延長保育規程をご参照ください。

登園・欠席について

- ・9:30 までに登園してください。
- ・お休みする場合や遅れる場合も 9:30 までに保育業務支援システム（キッズレポ）への入力か電話でお知らせください。連絡のない場合は、保育園から確認の電話を入れさせていただきます。
- ・仕事がお休みで登園する場合は、急病や事故でご連絡を入れる場合がありますので、連絡先を必ず職員にお伝えください。

門および玄関、保育室の施錠について

- ・玄関は終日施錠しています。来園の際は鍵を開けてお入りください。必ず大人の方が開け閉めしてください。尚、お子さん（兄弟も含む）には番号を知らせないようお願いします。

※ナンバーキーの番号は定期的に変更します。

鍵番号【 】

- ・土曜日にシーツを掛けにくる場合

【時間】10:00~12:00 および 15:00~17:00

登園しているお子さんへの配慮のため、できるだけ大人だけでお願いします。

自転車での送迎について

送迎用の駐輪スペースがございますので、送迎の際にはそちらをご利用ください。一日駐輪しておくことはできません。

自転車事故に注意

保育園の送迎に自転車を利用される方も多いためです。

- ☆お子さまにヘルメットを被せる！
- ☆スタンドはしっかり立ててから乗り降りする！
- ☆自転車にお子さまを乗せたら側を離れない！

最近では自転車事故での重傷者が増えており、死者も出ているそうです。

※お子さまを事故から守ることは大人の役目です。

※ルールを守って安全に乗りましょう！！

ベビーカーでの送迎について

1. 園舎内にベビーカーの留置スペースを用意しておりますので、そちらをご利用ください。
2. 留置スペースにベビーカーを降園まで留め置くことは禁止しませんが、園での管理は行っておりません。折りたたんでくださるようお願いします。

連 絡

1. お子さまの病気・事故等で急ぎの連絡を差し上げる場合がありますので、緊急のご連絡先は複数お知らせください。誰もお迎えに来られないことがないように、どなたかと連絡が取れるようにしてください。
2. 緊急連絡先、住居、保護者の勤務先等の変更があった場合、お知らせください。

虐待禁止

1. 保育園は子どもの心身に有害な影響を与える行為はしません。
2. 保育園は子ども家庭支援センター等への通知の義務があります。
3. 保育園は入所児の人権擁護、虐待防止のための次の措置を講ずるものとします。
 - ・ 人権の擁護、虐待防止等に関する体制の整備
 - ・ 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
 - ・ その他、入所児の人権擁護、虐待の防止等のための必要な措置

秘密保持

1. 業務上知りえた園児や保護者などの個人情報や漏洩しないよう、プライバシーの保護に十分注意して安全性を確保します。
2. 保護者より提出していただいた個人情報は、園児を保育する上で必要としますので他に利用することはありません。
3. 提出していただいた個人情報を第三者へ公開することはいたしません。ただし、次のいずれかに該当する場合はその限りではありません。
 - ① 保護者の同意がある場合
 - ② 法令により提出を求められた場合
 - ③ 園児や保護者など及び、当園や職員の生命、身体その他利益を保護する必要がある場合
 - ④ 個人情報保護契約などの十分な漏洩防止措置を講じたうえで、監事の承認を受け、取り扱いを外部に委託する場合

苦情解決

保育園やお子さまのことでお気づきのこと、改善して欲しいことがありましたら、ご相談ください。責任者又は第三者委員を含めて解決をしていくように窓口を設置しています。

ご意見・ご要望の受け付け担当者	主任保育士 十亀香奈
ご意見・ご要望の相談解決責任者	園 長 猪俣大地
苦情解決第三者委員	松淵昂 080-1132-7744
	小山 美千代 03-3392-2033
	田邊 敏幸 080-3549-8754

事故発生の防止及び発生時の対応

1. 事故の発生又は再発防止のため、措置を講じる。
2. 保育の提供により、事故が発生した場合、速やかに市町村、子どもの家庭等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

緊急時等における対応方法

保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

お願い事項

1. 持ち物全てにお子さまのお名前をご記入するようお願いします。
2. 朝食を食べてから登園をするようお願いします。
3. 玩具やお菓子などを持たずに登園してください。
4. 食べながらの登降園は固くお断りします。アレルギーを持つお子さまもいますので、ご協力をお願いします。



保育園からのお知らせ

1. 園だより、保健だより、食育だよりで今後の予定などお知らせします。
2. 行事は年間行事予定をご覧ください。
3. 幼児クラスの日々の様子や急なお知らせは、各クラスボードに掲示しておりますのでご覧ください。

連絡帳

1、2 歳児クラスはご家庭での様子、保育園での様子を連絡帳でやり取りさせていただいています。なお連絡帳はスマホや PC にてご利用いただく「キッズレポ」というシステム上で記入及び閲覧いただけるようになっております。

なお連絡帳は当園後には編集ができなくなりますので、必ず当園前にご記入ください。

防災と安全管理

園では、安全管理や事故を未然に防ぐために防災計画をたて災害時を想定した避難訓練及び消火訓練を毎月 1 回実施しています。年に 1 回は保護者への引き渡し訓練も実施しております。お忙しいとは存じますが、可能な限りご協力をお願いします。

また、災害発生時について、発災直後の緊急避難場所は園庭とします。避難が長期間にわたる場合は、関係機関の指示により移動いたしますが、お子さまはいかなる場合であっても、何日間であっても、必ず保護者にお引き渡すまでは、園で全責任を以ってお預かりいたしますので、保護者の方々が帰宅困難となった場合でもご安心ください。

地域連携

運営にあたり地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力をおこなう等地域と交流をしています。

説明責任

保育の提供に関し、あらかじめ、運営規程等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、保育の提供について同意を得ます。

土曜保育

ご両親ともにお仕事になるなど、毎週ではなく不定期で保育が必要になった場合は、その週の水曜日までにクラス担任に伝えてください。土曜日の保育は合同保育となります。

入園後の届けなど

家庭の状況(職場、住居、氏名など)に変更があった場合は下記の届けが必要です。(届書は事務室に用意してあります。)

* 緊急時園児引き渡し票

保育園で書き換え、もしくは再提出してください。

* 変更届 複写式の用紙ですので、指示に従って1枚ずつ杉並区と保育園の両方へご提出ください。

* 転居などの理由により転園、退園をされる場合は、区役所に転園、退園予定を速やかに伝え、保育園にもお知らせください。

登降園

1. 登園・降園は申込時間を守ってください。
2. 登園・降園には必ず保護者が付き添って、途中事故のないようにご配慮ください。
3. お迎えの時間が遅れる時は、事前に園に理由を連絡してください。
4. その日のお迎えが変わる場合、事前にお電話などで、その方のお名前等を、必ずお知らせ願います。確認ができない場合は、お子さまをお引き渡しできません。
なお、お引き渡しは、原則、高校生以上の方をお願いしております。
5. 車での登園・降園については、杉並区では、ご遠慮いただいているとのことです。ご理解とご協力をお願いします。

●登園したら

- ① お子さまと一緒に朝のご挨拶をお願いします。
- ② お迎えの方・時間の変更がある場合、怪我・体調のことなど変わったことがあった場合はお知らせください。
- ③ 着替えの補充をお願いします。

●降園する時は

- ① お迎えに来られたら、職員にお声掛けください。
- ② 持ち物(カバン・着替え・シューズ・上履きなど)をお持ち帰りください。

●手ぶら登園サービスについて

当園では手ぶら登園サービスを利用しております。保護者の方に登録していただくと、オムツとお尻拭きが保育園に直接届くようになりますので、ご用意いただく必要がございません。

※利用には別途料金が発生します。

●ボランティア/実習について

小中高生のボランティアや養成校の実習生を受け入れて、園児と触れ合って遊んでもらうことがあります。


日々の過ごし方


1 歳児・2 歳児	3 歳児以上
7:30 保育開始 視診 挨拶 自由あそび	7:30 保育開始 視診 挨拶 自由あそび
9:30 おやつ あそび 活動	9:30 あそび・活動
11:20 1 歳食事	
11:30 2 歳食事	
12:30 順次午睡	13:00 順次午睡
15:00 目覚め おやつ あそび	15:00 目覚め おやつ あそび
18:30 延長保育時間	18:30 延長保育時間
19:30 保育終了	19:30 保育終了


主な年間行事予定


4 月	大きくなった会	10 月	あそぼう会
5 月	前期保護者会	11 月	遠足 (4・5 歳児)
6 月	前期健康診断	12 月	後期健康診断
7 月	歯科健診	1 月	おたのしみ会
9 月	夏祭り プールあそび (7 月~8 月)	3 月	新年子ども会 後期保護者会
	災害時引き渡し訓練		おわかれ遠足 (5 歳児) 卒園お祝い会

その他

月 1 回実施 : 避難訓練 身体測定

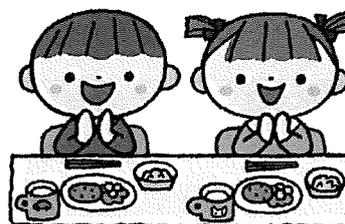
随時実施 : 保育参加 個人面談

※健康診断は担当医との調整で時期が変更になる場合があります

2、食事・食育

●食育目標

- ①おなかのすくリズムのもてる子ども
- ②食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ③一緒に食べたい人がいる子ども
- ④食事づくり、準備に関わる子ども
- ⑤食べものを話題にする子ども



●園での食事は・・・

- 行事食を取り入れ、日本の食文化を伝えていきます。
- 手作りを基本とし、素材を活かして食事作りをしています。
- 食欲がでるよう、彩りよく調理・盛り付けに気を付けています。
- 季節感を味わえるよう、旬の食材を使用しています。
- だしは昆布、鰹節、煮干し、鶏ガラからとっています。
- 月齢や個々の成長に合わせて、大きさや軟らかさなどできる限り対応していきます。

献立表にはその日に使う食材などが書いてありますので、ご確認ください。また、実際の食事を見ていただくために、サンプルを毎日展示していますので、お迎えの際にご覧ください。

●おやつについて

子どもにとっておやつとは、3回の食事だけでは摂取しきれないエネルギーや栄養素、水分を補給するために必要なものです。また、食事とは違った楽しみのひとつでもあります。園では、夕食に差しかえない程度のおやつを提供します。

●食育活動

季節や各年齢の成長に合わせた活動や、子どもたちと相談しながら調理保育を計画し、様々な経験を通して食に対する興味・関心を育てていきます。

●献立

- 給食は法人統一献立で、調理室で調理しています。
また、アレルギーについては、主治医の指示のもと対応いたしますのでご相談ください。
- 毎月食育会議を開き、献立内容や喫食状況などを検討して美味しい食事を提供するようにしています。
- 食育だよりを月1回発行しています。

3、健康管理

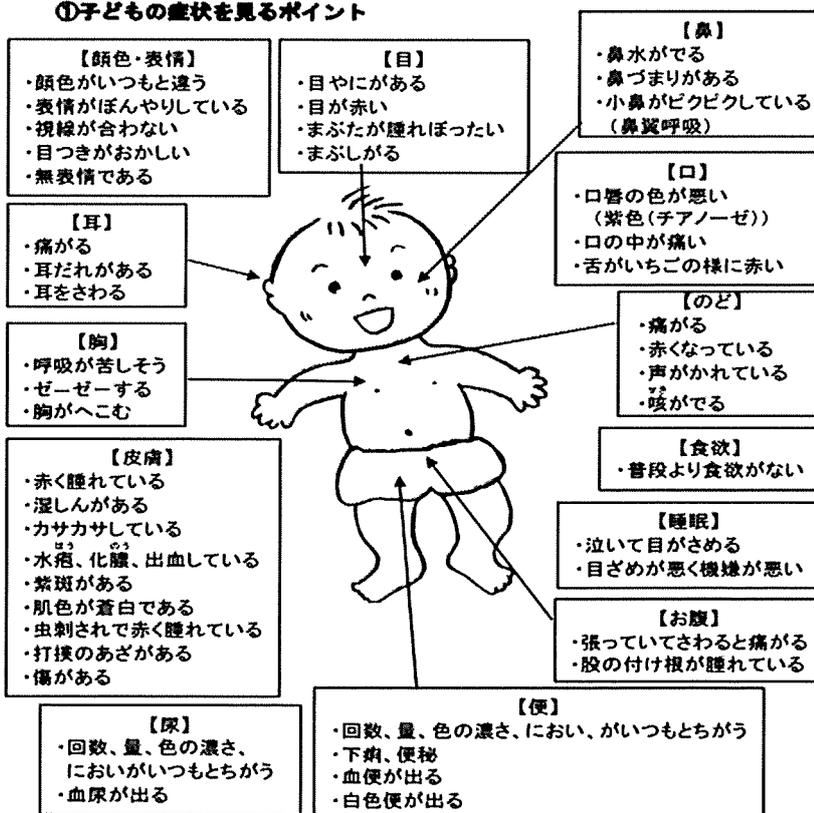
保育園では保護者の皆様と連絡を密にし、お子さまが毎日元気に生活できるようにしていきたいと思っております。集団生活のため、以下の症状がある場合、ご家庭での療養をお願いする場合があります。

1. **熱がある**…保育中は目安として 38℃までは様子をみます。ただし熱はなくてもぐったりしている、動きがにぶい、咳がひどい、など普段と比べて全身状態に変わりあるときや集団保育に入れないうちはご連絡する場合があります(発熱後 24 時間はご自宅で様子をみてください)
2. **目が赤い、目やにが多い**…感染症疾患の可能性もありますので、**登園前に**医師の診断を受けてください。感染性の場合、感染力が強いため、眼脂が出た状態での登園は避けてください。
3. **発疹がある**…感染症疾患の可能性もありますので、**登園前に**医師の診断を受けて下さい。
4. **下痢、吐き気**…回数が多くなると、集団生活が困難になります。小さい子どもほど脱水状態に移行する危険性がありますので、嘔吐・下痢の状態によりご連絡する場合があります(嘔吐後 24 時間はご自宅で様子をみてください)
5. 予防接種は、接種後 30 分体調に変化がないことを確認していただき、登園してください。接種した際は担任・看護師にお声かけください。
6. 病気でお休みするときは(感染症含む)、病名や症状をお知らせください。家でいつもと変わったこと(休み中に熱をだした、けがをしたなど)や薬を飲んでいるときはお知らせください。

上記以外でも全身の様子をみて、連絡をする場合があります。出張、外勤の方は連絡が取れるようにしておいてください。保護者の方がお迎えに来ることができない場合の手立てを考えておきましょう。(病児・病後児保育の利用、育児支援サービスなどの利用など)

別添3 子どもの病気 ～症状に合わせた対応～

①子どもの症状を見るポイント



子どもの体調が良くない時

- 体調が悪い子どもにとって、集団保育は負担になります。
- 周囲の子どもたちへ感染症を広げてしまうこともあります。
- 最初に無理をさせてこじらせてしまうと、回復が遅れることにもなりかねません。
回復が不完全な状態で集団保育に戻すと、ぶりかえして、また状態が悪くなることもあるので、元気になってから登園しましょう。

子ども一人一人の元気な時の「平熱」を知っておくことが症状の変化に気づくめやすになります

○いつもと違うこんな時は子どもからのサインです

- ・親から離れず機嫌が悪い（ぐずる）
- ・睡眠中に泣いて目が覚める
- ・元気がなく顔色が悪い
- ・きっかけがないのに吐いた
- ・便がゆるい
- ・普段より食欲がない

○今までになかった発疹に気がいたら

- ・医療機関に受診し、保育園へ登園できるか医師の診断を受けましょう
- ・発疹以外の症状はないか、発疹が時間とともに増えていないか、などの観察をしましょう
- ・クラスや兄弟姉妹、一緒に遊んだ子どもの中に感染症が疑われる症状がみられる子どもがいないか、確認しましょう

(厚生労働省 2018 年 保育所における感染症対策ガイドライン参考)

病後の登園について

風邪や感染症などで保育園をお休みした後に登園する場合、お休み中のお子さまの様子を保育士や看護師にお知らせください。病院の医師には保育園に通っていることを伝えて登園の判断をしていただけてください。病後の登園においても、散歩をしたり、園庭で遊んだり、原則みな同じ活動をします。体調不良で同じ活動ができない場合は、お迎えにきていただくこともあります。集団生活ですので、ご理解とご協力をお願いします。

かかりつけ医を決めておきましょう

保育園生活を始めると、たくさんのお友達と関わりができます。年齢も1歳児から5歳児まで異年齢です。感染の機会がお家で過ごしているときより多くなります。いろいろ相談したり、子どもをわかってもらえたりしていると安心です。

うつる病気にかかった時は

病院で、うつる病気（感染症一覧参照）と診断された時は登園停止となります。他の子どもにうつさないためだけでなく、かかった子ども自身、ほかの病気を併発させないためゆっくり休んで体力を回復させることが大切です。なかには登園停止ではなく、医師の判断によるものもあります。医師の判断と合わせてお子さまの体調をみる事が大切です。

インフルエンザを含め登園停止の感染症を発症し兄妹を送迎する時

- ・感染している方は園舎内には入れません。
- ・門のインターホンでお知らせください。職員が門までお迎えに行きます。

・保護者の方が感染症を発症し、送迎に来られた際も、門での対応となります。

登園許可意見書について

登園停止の病気は、病気の種類によってほかの人へ感染しなくなる時期を定めています。これらは医師が判断します。医師から保育園に通っても良いと診断を受けた時は、医師の記入する登園許可意見書が必要です（登園許可意見書の提出が必要な病気は書類に記載されています）

その他の感染症（インフルエンザ等）でも医師からの診断を受けたうえ、集団生活がおくれるまで回復したことを確認し、保護者の記入する登園届を提出して頂くことがあります。これらの用紙を提出して頂かないと登園できません。コピーしてお使いいただくか、職員にお声掛けください。感染症が発生した時には、各クラスボードにてお知らせします。

予防接種を受けていない病気の流行がみられたときには、すぐ接種すれば間に合う時もあります。主治医に相談しましょう。

予防接種を受けましょう（なぜ、必要なの）

子ども自身の身を守るためにも、また子どもが感染源にならないためにも予防接種を受けて子どもたちを感染症から守りましょう。

保育園は集団生活をしているところですので、うつる病気にかかる可能性が高いといえます。うつる病気は、子どもにとって熱が上がったり、食欲がなくなったりと身体の負担が大きいです。そのために予防接種をして、その病気に対する抵抗力をつけておくことで、予防することができます。

（まれに予防接種をしてもうつることがありますが、比較的軽く済むことが多いです）

予防接種を受けられたらキッズレポの予防接種歴に入力し、登園時にお伝えください。

年間保健計画

園医による健康診断（内科）：全園児年2回

歯科健診：全園児年1回 ・耳鼻科健診：3～5歳児年1回

眼科健診：3～5歳児年1回 ・視力測定：4～5歳児年1回

身体測定：全園児毎月

手洗い指導、うがい指導など



身体測定や健診の結果について

保育園では、毎月の身体測定や健康診断の結果をキッズレポでお知らせしています。

乳幼児突然死症候群について（SIDS・シズ）

乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、それまで元気に育っていた赤ちゃんが事故や窒息ではなく眠っている間に突然死してしまう病気です。生後2ヶ月から6ヶ月に多く、1歳児以上でも発症することがあります。睡眠中は定時的に呼吸、顔色等をチェックしています。また、仰向けで寝るようにしています。

<保育園ではSIDS予防のために>

○うつぶせ寝も寝返りができるまでは仰向けで寝るようにしています

○よだれかけははずして寝かせています

○顔が見える体勢に寝かせています

○温めすぎないように調節します

また睡眠中、1、2歳児は10分毎、幼児クラスは随時に呼吸、顔色、布団や掛物が顔にかかって

いないか、体の向きをチェックしています。ご家庭でもお子さまの睡眠環境に注意しましょう。

●薬について

保育園での薬の取り扱いについて

- ① 原則として園で薬はお預かりしていません
- ② 熱性けいれんやアレルギー疾患、喘息、アトピー性皮膚炎などで、長期的に服用しなければならぬ場合は、ご相談ください。
- ③ 保育園に通園していることを主治医に話し、極力保育園で扱わないで済むようお願いしてください。ご協力をお願いします。

預かり可能な薬（医師が処方した薬であること）

- ・熱性けいれん、てんかんなどの抗けいれん薬
- ・慢性疾患（心臓病など）の治療薬
- ・アトピー性皮膚炎、湿疹などの軟膏
- ・エピペン等アレルギーの緊急時の薬

薬を預かる場合についての提出書類

与薬申込書（記入するにあたっては主治医にご相談ください。有効期限は半年です。継続の場合は、再度提出が必要です）

※薬剤情報提供の写し（お薬手帳の写し）がありましたら、添付してください。

◆急性疾患によって薬を服用して登園する場合は、服用している旨、薬の種類、お子さんの様子などをお知らせください。ホクナリンテープ等を貼って登園される時はテープに記名して登園時に貼っていることをお伝えください。

◆けいれんの経験のあるお子さんで、熱性けいれん予防のための坐薬をお持ちの方は保育園で発熱したときのための対処法を主治医に相談し、園長・看護師にお知らせください。緊急時対応で保育園に坐薬を預ける時は、医師からの指示（与薬申込書）が必要となります。坐薬をお預かりする際は、保護者の方に記入していただく書類もありますので看護師がお話を伺います。

◆外用薬（塗り薬など）も、医師が処方した薬に限定しお預かりできます。

おむつ交換・排泄物の取り扱いについて

おむつ交換の際、感染症予防のため専用マットを敷き、さらに個別で使い捨ての紙やシートを使用します。使用後のおむつは衛生上の観点から、基本的に保育園で廃棄します。

汚れた衣類の返却について

集団生活をしている保育園では感染が拡大する可能性があります。感染を拡げないようにするため、嘔吐や下痢、血液を含む体液で汚れた衣類は洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。下痢や嘔吐があった後、24時間はご家庭で様子をみましょう。普通の食事ができ普通の便が確認できてから登園しましょう。ウイルスは目に見えず回復するのも時間がかかります。集団生活での二次感染を防ぎ、子どもたちが元気に園生活を送れるために保育園でも注意予防していきますので、ご家庭でもご協力をお願いします。

汚れた衣類やリネンの家庭での消毒方法について

使い捨て手袋や専用のエプロンを着用して、汚物（吐物）を落としてください。

そのあと消毒します。塩素系消毒剤で消毒する方法と熱湯で消毒する方法があります

- 次亜塩素酸ナトリウムで消毒する方法・・・消毒液に、10分以上浸す
塩素濃度5%の家庭用塩素系漂白剤の消毒液の作り方

水の量	家庭用漂白剤の量
3ℓ (60倍希釈)	約50ml

- ※1. 次亜塩素酸ナトリウムや漂白剤を使用して消毒する場合、衣類の色が落ちる可能性があります。ご注意ください。
- ※2. 衣類用塩素系漂白剤は色落ちしにくいですが、主成分が過酸化水素や過炭酸ナトリウムなので嘔吐後のウイルスに対する消毒効果は期待できません。

- 熱湯で消毒する方法・・・衣類等に熱湯をつける（85℃の熱湯に1分以上）
消毒後、他の洗濯物と分けて洗濯しましょう

●登園の目安

(1) 症状別による登園の目安

	登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
発熱	<ul style="list-style-type: none"> ・朝から 37.5℃を超える発熱 ・元気がない ・機嫌が悪い ・食欲がなく、朝食や水分がとれていない ・24 時間以内に解熱剤を使用している ・24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていた 	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間以内に 38℃以上の熱は出ていない ・熱が 37.5℃以下 ・元気があり、機嫌がよい ・顔色がよい ・食事や水分がとれている ・発熱を伴う発疹が出ていない ・おしっこの回数が減っていない ・咳や鼻水を認めるが増悪していない ・24 時間以内の解熱剤を使っていない
下痢	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間以内に 2 回以上の下痢便がある ・食事や水分をとると下痢がある ・下痢に伴い、体温がいつもより高めである ・朝、おしっこが出ていない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪く、ぐったりしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に 2 回以上の下痢便がない ・下着やおむつから漏れるほどの下痢便がない ・食事、水分をとっても下痢がない ・おしっこが出ている ・発熱がみられない
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間以内に嘔吐がある ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである ・食欲がなく、水分も欲しがらない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪い、ぐったりしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に嘔吐がない ・発熱がみられない ・水分が摂取でき食欲がある ・機嫌がよく元気である ・顔色が良い
咳	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間咳の為、頻回に起きる ・喘鳴や呼吸困難がある。呼吸が速い。 ・37.5℃を超える発熱 ・元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく、食事・水分はとれない ・少し動いただけで咳が出る 	<ul style="list-style-type: none"> ・前日 38℃以上の熱は出ていない ・喘鳴や呼吸困難はない ・続く咳がない ・37.5℃を超える熱を伴っていない ・機嫌がよく元気である ・食事や水分がとれて良く眠れている
発疹	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱とともに発疹がある ・今までにない発疹が出たとき ・医師に登園を控えるように指示されたとき ・口内炎があり、食事や水分がとれないとき ・機嫌が悪い ・とびひ（顔などで患部が覆えない時、浸出液が多く、他の子への感染のおそれがある時、痒みが強く手で患部を掻いてしまう時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症のおそれがないと診断されたとき

※登園の目安以外にも下記の状況により、家庭保育をお願いする場合があります。

眼が赤い 目やにが多い	感染症の病気もあるので、登園前に眼科医の診断を受けて下さい。
頭を打った	頭を打った時、24時間は、安静にして「ご家庭」で様子を見ましょう。ぶつけた直後は元気でも、後から症状が出現することもあります。特に最初の6時間ほどの間に容態が変化することがあり、この間の観察は非常に重要です。ただし、眠りがちになったり、頭痛、嘔吐、吐き気を訴える、けいれん、首の痛み、手足のまひ、言葉の障害、鼻血が止まらない、「いつもと違う」というときは、必ず受診をしましょう。
異物を飲み込んだ	登園前に受診をして、登園可能かどうか、集団生活が可能かどうか医師にご確認ください。
骨折した	集団生活が可能かどうか(食事、排せつ、着脱、あそびができるか)医師にご確認ください。保育園までご連絡をお願いします。

(2) 感染症による登園の目安

乳幼児において予防すべき感染症があります。これらの病気は感染力が強く、流行する可能性があり重篤な経過をとるものもあります。病気によっては登園を停止していただくものがあります。これらの感染症においては、病気が治って登園する場合は、医師が記入した、「登園許可意見書」、保護者が記入する「登園届」の書類が必要になります。この登園の目安は厚生労働省による「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って対応しています。

<インフルエンザ>

インフルエンザにおいて、「発症」とは「発熱」の症状が現れたことを指します。

日数を数える日は、発症した日(発症が始まった日)は含まず、翌日を第1日と数えます。

	発症(0)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症後 1日目に 解熱した 場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		登園 可能	(解熱後3日たっても発症 後5日たたないと登園でき ません)		
発症後 3日目に 解熱した 場合	発熱		発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能		
発症後 5日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能

(1) 登園許可意見書が必要な病気

病名	感染経路	潜伏期間	登園停止期間
百日咳	接触、飛沫感染	1 週間	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	空気、接触、飛沫	10～12 日	解熱した後 3 日経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	接触、飛沫感染	2～3 週間	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が出現した後 5 日経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	飛沫感染	14～21 日	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	空気、接触、飛沫	2～3 週間	すべての発疹が痂皮化するまで
帯状疱疹	接触感染	2～3 週間	水痘と同様
咽頭結膜熱（プール熱） アデノウイルス感染症	接触、飛沫感染 （アデノは糞口感染も）	5～6 日	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
結核	空気感染	1～2 週間	症状により園医その他の医師において感染のおそれが無いと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	飛沫感染	3～4 日	同上
腸管出血性大腸菌感染症	経口感染	4～8 日	同上
流行性角結膜炎（はやり目）	接触感染	1 週間前後	同上
急性出血性結膜炎	接触感染	24～36 時間	同上

(2) 登園届が必要な病気

病名	感染経路	潜伏期間	登園停止期間
インフルエンザ	接触、飛沫感染	24～48 時間	発症した後 5 日経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	接触、飛沫感染	1～14 日	発症した後 5 日経過し、かつ、解熱した後 1 日を経過するまで

(3) 登園許可意見書は必要ないが、注意が必要な病気

病名	感染経路	潜伏期間	登園のめやす
溶連菌感染症	経口、飛沫感染	2～7日	適切な抗生物質治療開始後、医師の判断で伝染の恐れがないと認めるまで
単純疱疹（ヘルペス）	接触感染	3～7日	患部が完全に痂皮化するまで被覆し登園可能
手足口病	糞口、接触、飛沫	2～7日	発熱がなく、全身状態が良好ならば登園可
伝染性紅斑（リンゴ病）	飛沫感染	1～2週間	発熱がなければ登園可
ヘルパンギーナ	糞口、接触、飛沫	2～7日	急性期を過ぎ医師の判断において伝染の恐れがないと認めるまで
マイコプラズマ肺炎	接触、飛沫感染	2～3週間	同上
伝染性膿痂疹（とびひ）	接触感染	2～10日	患部を被覆し登園可
突発性発疹	飛沫、経口、接触	10～15日	発熱等の症状がおさまり医師の判断において伝染の恐れがないと認めるまで
RSウイルス	接触、飛沫感染	2～8日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
伝染性軟属腫（水いぼ）	接触感染		登園停止の必要なし
アタマジラミ	接触感染		登園停止の必要なし
感染性胃腸炎	糞口、接触、飛沫	1～3日	嘔吐下痢症状軽快し、全身症状が改善されるまで

※保育園は乳幼児が長時間生活をともにする場です。子どもの健康状態が園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園していただくよう、ご協力をお願いします。

生活リズムについて

子どもの就寝時間が遅くなりつつあることが問題になり、子どもの慢性的な睡眠不足が心配されています。大人のライフスタイルの変化などが、子どもの生活リズムに影響を与えていることがわかっています。毎日規則正しく過ごしましょう。早寝早起きは大切です。

爪は週に1回切りましょう

- ◇ 爪が伸びていると友達をひっかいて傷つけてしまうことがあります。子どもの皮膚はやわらかい為爪の跡が残りやすく、また目の場合は眼球を傷つけてしまうことがあります。
- ◇ 爪に汚れやばい菌がたまりやすく、手からばい菌が口に入ってしまういます。
- ◇ 皮膚をかきむしりとびひの原因となることもあります。
- ◇ 爪が割れたり、はがれたりしたときは、絆創膏などで保護し、一時的に対応します。降園後、爪切りなどの対応をしてください。

洗髪について

頭じらみが、季節に関係なく流行することがあります。毎日の洗髪は保護者の方がして下さるようお願いします。

お子さまが自分で洗髪した時も、見て乾かしてあげてください。

頭髪に卵や虫など発見した時は、必ず連絡をお願いします。

4、防災と安全管理

災害や事故はいつ起こるかわかりません。保育園では子どもたちを守るために日常の安全管理に努めています。

- 当園は、緊急地震速報を導入しております。
- 職員の共通理解と園内体制
 - ① 不審者情報があった時の状況や安全管理について職員会議で話し合っています。会議で話し合うことで職員の共通理解と安全管理の向上に努めています。
 - ② 部外者の訪問には常に気をつけています。
 - ③ 訓練を行い緊急の場合に備えています。
 - ④ 子どもの特性についての学習、子どもの事故の実態を知る学習の場をもち、事故を未然に防ぐことができるよう職員の能力の向上に努めています。
- 訓練の実施
 - ① 地震や火災を想定した避難訓練…毎月（職員・園児）
 - ② 救急救護の習得・消防署員の指導による職員研修（人工呼吸など）…1回／年（職員のみ）
 - ③ 消火訓練・・・毎月（職員のみ）
 - ④ 不審者侵入を想定した訓練の実施…（職員・園児）
 - ⑤ 災害を想定した引き渡し訓練…1回／年（職員・園児・保護者）
- 施設設備面における安全管理
 - ① 防犯カメラの設置
 - ② モニター付インターホンの設置
 - ③ 保育園の内外の施設・設備・遊具について安全点検を行っています。
 - ④ 施設・設備・遊具に破損・異常を発見した時は速やかに修理・対応しています。
- 子どもの安全への配慮
 - ① 遊具・園庭・水遊びでの安全な遊び方について職員・子どもたちで話し合っています。
 - ② 防災・防犯についてクラスで話し合う場を設けています。
- 保育園と保護者の取り組み
 - ① 不審者情報があった場合、情報の掲示をします。
 - ② ご家庭でも犯罪や事故から身を守ること（知らない人に声をかけられたらついていかな

いこと、大きな声を出すことなど…)についてお子さまと話し合う機会をつくってみてください。

● 通園における安全対策

送迎者の徹底をはかっています。

- ①入園時にお迎え予定者の方の確認をしています。
- ②予定者と変更になる時はご連絡してください。
- ③予定者と違う方がお迎えに来られた時は確認の電話をさせていただきます。
- ④お迎えの方が予定と異なり、確認できない時はお子さまを引き渡せません。

● 保育園の戸外活動における安全確認

- ①危険な場所・設備などの把握をするように心がけ、危険な場所を発見した時は全職員への周知をおこなっています。
- ②園外活動の際には、携帯電話・防犯ブザー・笛を必ず持参し、何かあった場合はすぐに保育園と連絡が取れるようにしています。

災害発生等における保育園の対策

1、火災・地震で保育園に被害があった場合

- ①安全な場所に避難させます。
 - ②情報を得た時点で、お子さまのいる避難所に来て引き取りをお願いする場合があります。
- ◎非常時災害時の避難場所は、こちらです。

第一次避難場所	天沼保育園	園庭または保育室
震災救援所	天沼小学校	杉並区天沼 2-46-3
広域避難場所	桃井はらっぱ公園	杉並区桃井 3-8-1

2、風水害・大雪またはその「おそれ」がある場合

- ①台風・集中豪雨・大雪注意報または警戒が発せられた場合はテレビ・ラジオ等により気象情報を常に確認し、被害のおそれのある時は、自主的に早めのお迎えにご協力ください。
- ②台風・集中豪雨等の状況によっては、お迎えのご連絡をし、引き渡す体制をとる場合があります。

3、大規模地震警戒宣言が発令された場合

- ①お子さまを安全な場所に集めて引き渡せる体制をとります。
- ②テレビ・ラジオ等で情報を得た時点で速やかにお迎えをお願いします。

4、年に1回 災害時引き渡し訓練を実施します。



社会福祉法人国立保育会 天沼保育園 運営規程

(保育所の名称等)

第 1 条 社会福祉法人国立保育会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 天沼保育園
- (2) 所在地 東京都杉並区天沼二丁目 30-4

(施設の目的及び運営方針)

第 2 条 天沼保育園（以下「保育園」という。）は、保育を必要とする幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- (1) 保育園は、保育の提供に当たっては、入所する及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (2) 保育園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うものとする。
- (3) 保育園は、幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、及び幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 保育園は、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 3 月 30 日 条例第 43 号）、杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（令和元年 10 月杉並区条例第 14 号。以下「条例」という。）その他の関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育等の内容)

第 3 条 保育園は、保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 第 6 条に規定する時間において提供する特定教育・保育
- (2) 食事の提供
- (3) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1 名
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、及び幼児を全体的に把握し、園務を掌る。
- (2) 副園長（必要に応じて配置）
副園長は、園長の補佐及び代行を行う。
- (3) 主任保育士 1 名
主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育の内容について他の保育士を統括する。
- (4) 副主任保育士（必要に応じて配置）

副主任保育士は主任保育士とともに地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに園長を補佐し保育の内容についてほかの保育士の指導に当たる。

(5) 保育士 15 名以上（主任保育士及び副主任保育士を含む）

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(6) 看護師又は保健師 1 名以上

看護師又は保健師は、嘱託医等と連携を図り、及び幼児の健康管理の業務を行う。

(7) 調理員 3 名以上

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食及び乳幼児食に係る献立を作成し、調理業務を行うとともに当園全般の食育を行う。

調理師は献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(8) 用務員（必要に応じて配置）

(9) 事務員（必要に応じて配置）

(10) 嘱託医 1 名

嘱託医は、医務に従事する。

（保育を提供する日）

第 5 条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）及び祝祭日を除く。

（保育を提供する時間）

第 6 条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後 7 時 30 分までの範囲内で延長保育を実施する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

原則として午前 9 時から午後 5 時までの 8 時間以内とする。

（保育料及び延長保育料）

第 7 条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する区市町村長が定める保育料を、その居住する区市町村へ支払うものとする。

2 延長保育の利用者は、天沼保育園延長保育規程に定める延長保育料を支払うものとする。

（利用定員）

第 8 条 保育園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」をいう。）第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども（保育を必要とする満 3 歳に満たない幼児） 37 人

(2) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども（保育を必要とする満 3 歳以上の幼児） 60 人

(利用の開始に関する事項)

第 9 条 保育園は、区市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 10 条 保育園は、次に掲げる場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 児童が小学校に就学したとき。
- (2) 法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の小学校就学前子どもの保護者が認定基準に該当しなくなったとき。
- (3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 保育園の職員は、保育の提供を行っているときに、及び幼児に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は当該及び幼児の主治医に連絡するなど必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育園は、保育の提供により事故が発生した場合は、区市町村、保護者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 保育園は、事故の状況、事故に際して採った処置について記録するとともに事故の発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 保育園は、非常災害に備え、消防計画等を作成し、防火管理者及び火気、消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 保育園は、及び幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制を整備するとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 14 条 保育園は、保育の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る必要な事項の記録
- (3) 条例第 19 条に規定する区市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(苦情等の受付)

第 15 条 保育園は、園児の保護者からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、園長を苦情解決責任者、主任保育士を苦情受付者とし、苦情受付第三者委員を設置し苦情対応の体制を整備

し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護等)

第16条 園児またはその家族に関わる情報の収集は、利用目的を明確にし、目的達成のために必要最低限の範囲で行ない、原則として園児またはその家族から直接行うものとする。

- (1) 保育園は、園児（卒園したものを含む）またはその家族に係る情報の漏洩を防止するため、「社会福祉法人国立保育会 個人情報保護規程」を遵守し、責任者の設置、その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 保育園は、園児に関する情報を他の機関に対し提供する際は、法令で定めがある場合を除き、予め園児の保護者の同意を得るものとする。

付 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

令和8年4月1日改定

天沼保育園 延長保育規程

天沼保育園延長保育事業は、天沼保育園延長保育規程により、保護者の需要に対応し、入所児童の福祉増進を図ることを目的として実施するものです。

1. 開所時間

午前7時30分～午後7時30分までの12時間

2. 延長保育時間

保育標準時間利用者…午後6時30分～午後7時30分までの1時間

保育短時間利用者 …午前7時30分～午後6時30分の間のうち取り決めをした保育時間帯（8時間）の前後それぞれを1回とみなして実施
※午後6時30分を過ぎた場合は別途1回分

3. 延長保育の対象児

- (1) 保護者の就労形態、通勤時間等やむを得ない事由により、延長保育を必要としている方。
- (2) 上記に定める方の他、園長が緊急その他、やむを得ない事情があると認める時。
- (3) (1)(2)の規程にかかわらず長時間の保育により、発育又は健康上の支障を生じるおそれがあるお子様、著しい精神的不安を生じるお子様は、延長保育を受けることができません。

4. 延長保育申請

- (1) 月極契約（1か月単位・月額）の利用及び変更、解除を希望される場合は、延長保育を希望する月の前月の、25日までに「延長保育申請書」に必要事項を記入の上、保育園にご提出願います。
- (2) 月極契約がなく、一日単位での延長を利用される場合は、利用当日の午後6時00分までに必ずご連絡願います。
- (3) 上記の他、事前申し込みがなく緊急にやむを得ず当日利用される場合は、（公共交通機関の事故や交通渋滞によりお迎えが遅くなる等）1日を単位として申請できます。下記、延長保育料の表に記載のある通りに必ずご連絡願います。

5. 延長保育時間の記録

- (1) 延長保育時間は、登園管理システムを利用し記録します。
- (2) ご兄弟姉妹でご利用の場合は、それぞれ児童ごとに記録します。

6. 延長保育料

延長保育を受ける児童の保護者は、延長保育に要する費用として児童一人につき、下記の利用料金を、現金または保育園指定のキャッシュレス決済にて該当翌月の10日までに納入願います。

【保育標準時間対象児】

区分	時間	月額料金	1回料金
夕	18:30～19:30	5500円	600円

【保育短時間対象児】

1人あたり1回 600円(1日の最大数は3回)

7. 延長保育料の減免

杉並区の条例に準じておりますので、個別にご相談下さい。

8. 延長保育の解除

- (1) 延長保育の理由が消滅、又はその理由が無い事が判明したとき。
- (2) 延長保育規程に違反したとき。
- (3) 延長保育終了時刻、午後7時30分を頻繁に遅れたとき。

9. その他

延長保育に伴い、補食を提供いたします。

付則

令和5年11月1日施行

令和8年4月1日改定